

市内不動産オーナーのみなさまへ

残存家財の整理費等の 少額短期保険料助成のご案内

府中市では、入居者死亡時に生じる経済的損失の補償を目的とした保険の一部を助成します！

対象となる方

市内のセーフティネット住宅に60歳以上の単身世帯を居住させ、入居者死亡保険料等を支払う賃貸人（個人）

助成金額

6,000円（登録1住戸あたり年額上限）

対象となる保険

入居者の死亡により、次のいずれかを補償する保険

残存する家財の整理に要する費用

居室内の修繕に要する費用

空き家となったことによる家賃の減少

対象住宅

住宅確保要配慮者（低額所得者・高齢者・障害者・子育て世帯等）の入居を拒まないとして都に登録を受けてから

10年以内の住宅

申請について

事前に担当までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

府中市都市整備部 住宅課支援係

府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎5階

☎042-335-4458

✉jutaku01@city.fuchu.tokyo.jp

【例】保険料7,000円の場合

市の助成 6,000円

申請者負担
1,000円



1 事前相談



助成対象の可否や市の予算状況確認等のため、保険の加入前に、市へ事前のご相談をお願いします。助成対象者は市内の登録住宅の個人の賃貸人です。

2 契約



入居者と賃貸人との賃貸借契約を締結、これと併せ保険会社との契約を締結してください。

3 申請



下記の必要書類を添えて、市へ申請を行ってください。内容審査の後、決定通知を送付します。

- (1) 登録住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 登録住所の所有権を証する書類
- (3) 入居者の住民票
- (4) 保険証書の写し
- (5) 保険料の領収書その他保険料の金額を証する書類
- (6) 前各号に挙げるもののほか、市長が必要と認めるもの



4 交付



申請者からの請求に基づき、市より助成金を交付します。

「住宅セーフティネット住宅情報提供システム」と検索すると、全国の登録住宅の情報をご覧になれますので、ぜひ参考にご覧ください。

